

富士川下流域における河川環境改善を求める意見書

日本三大急流の一つでもある富士川は、かつては富士川舟運による甲斐と駿河の重要な交通路として栄え、また流域の農業用、工業用水として産業振興に貢献してきました。それに加え豊富な水と大きな落差から多数の水力発電所が戦前から設置され、人々の生活に多くの恵みを与えてきました。また、富士川は大アユが釣れる川としても有名で流域には多種多様な生物、豊かな自然空間があり、独自の歴史・文化を育んできました。

しかし、現在、上流域においては発電のために富士川の水が大量に取水されており、下流域において河川流量が著しく減量しております。この発電用水は富士川に還元されることなく、導水管を通り、駿河湾に直接放流され、中下流部の水量は極端に少なくなっています。

また、大雨になるといつまでも消えない濁水や河床を蓋う粘着性のある砂でアユの餌となるコケや川虫が生息できない状況にあります。平成 27 年のたかはし河川生物調査事務所の調査によると異常なまでの魚の少なさで「死の川」の宣告を受けました。富士川の恵みで生活している住民にとっては死活問題です。

まずは濁りや河床のヘドロの原因が企業の発電や河川からの砂利採集業者の排水処理なのか、自然によるものなのかの因果関係を一刻も早く調査する必要性を感じます。

4月16日、衆議院の環境委員会での「富士川水系の汚染・環境について」の質問で小泉進次郎環境大臣は「環境省に静岡県や山梨県から要望や相談があったとは承知していないが、今後要望や相談があった場合に、関係する自治体や国交省と連携して環境省としても適切に対応したい」と答弁しておりました。

また、富士川の水量は下流域の静岡県も大きな影響を受けており、水利権の更新時は山梨県だけに意見聴取するのではなく静岡県にも意見聴取すべきと考えます。

富士川下流は稚鮎が遡上する入口です。富士川全域の河川環境を復元させるために以下を要望いたします。

- 1, 発電ガイドラインによる河川維持流量の確保
- 2, 水利権の許可期間の更新及び取水量の見直し
- 3, 水利権更新時の静岡県への意見聴取
- 4, 濁水と河床のへドロの原因調査
- 5, 河川からの砂利採集業者の濁水と廃棄物処理の調査と排水規制の見直し

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年7月5日

静岡県富士宮市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

国土交通大臣

殿

環境大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

法務大臣

総務大臣

富士川下流域における河川環境改善を求める意見書

日本三大急流の一つでもある富士川は、かつては富士川舟運による甲斐と駿河の重要な交通路として栄え、また流域の農業用、工業用水として産業振興に貢献してきました。それに加え豊富な水と大きな落差から多数の水力発電所が戦前から設置され、人々の生活に多くの恵みを与えてきました。また、富士川は大アユが釣れる川としても有名で流域には多種多様な生物、豊かな自然空間があり、独自の歴史・文化を育んできました。

しかし、現在、上流域においては発電のために富士川の水が大量に取水されており、下流域において河川流量が著しく減量しております。この発電用水は富士川に還元されることなく、導水管を通り、駿河湾に直接放流され、中下流部の水量は極端に少なくなっています。

また、大雨になるといつまでも消えない濁水や河床を蓋う粘着性のある砂でアユの餌となるコケや川虫が生息できない状況にあります。平成 27 年のたかはし河川生物調査事務所の調査によると異常なまでの魚の少なさで「死の川」の宣告を受けました。富士川の恵みで生活している住民にとっては死活問題です。

まずは濁りや河床のヘドロの原因が企業の発電や河川からの砂利採集業者の排水処理なのか、自然によるものなのかの因果関係を一刻も早く調査する必要性を感じます。

4月16日、衆議院の環境委員会での「富士川水系の汚染・環境について」の質問で小泉進次郎環境大臣は「環境省に静岡県や山梨県から要望や相談があったとは承知していないが、今後要望や相談があった場合に、関係する自治体や国交省と連携して環境省としても適切に対応したい」と答弁しておりました。

また、富士川の水量は下流域の静岡県にも大きな影響を与えており、水利権の更新時は山梨県だけに意見聴取するのではなく静岡県にも意見聴取すべきと考えます。

富士川下流は稚鮎が遡上する入口です。富士川全域の河川環境を復元させるために以下を要望いたします。

- 1, 国と山梨県と連携し河床のヘドロ及び水質の調査
- 2, 水利権更新時に静岡県へ意見聴取するよう国へ要望
- 3, 富士川に隣接する富士宮市・富士市・静岡市などの関係者による富士川の河川環境改善のための協議会設置
- 4, 富士川流域における河川からの砂利採集業者の濁水と廃棄物処理の調査

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年7月5日

静岡県富士宮市議会

静岡県知事 殿